

食物アレルギー表示について

カシューナッツの特定原材料への移行

1 食物アレルギーとは

食物を摂取した際、身体が食物に含まれるたんぱく質等(アレルゲン)を異物として認識し、自分の体を過剰に防御することで不利益な症状を起こすことをいう。

主な食物アレルギーの症状

軽い症状: かゆみ、じんましん、唇や臉の腫れ、嘔吐、喘鳴
重い症状: 意識障害、血圧低下等のアナフィラキシーショック

2 食物アレルギー表示について

食品に表示されるアレルゲンは以下の2種類があり、食品表示基準及び消費者庁通知によりそれぞれ品目が定められている。

- (1) 特定原材料: 表示が義務(食物アレルギーの中でも、重篤度及び症例数の多い品目)
- (2) 特定原材料に準ずるもの: 表示を推奨(過去に一定の頻度で健康被害が見られた品目)

健康危害の発生を防止する観点から、概ね3年毎に実施されている全国のアレルギーを専門とする医師を対象とした全国実態調査における症例数や重篤度を踏まえ、特定原材料等が定められている。

3 特定原材料等の改正について(カシューナッツの表示義務化、ピスタチオの表示推奨)

令和8年4月1日付けで、特定原材料に準ずるものであった「カシューナッツ」が特定原材料に移行し、特定原材料に準ずるものとして新たに「ピスタチオ」が追加された(表1)。これは、令和6年度の全国実態調査の結果において、令和3年度の結果に続き、症例数及び症例数に占める割合が増加しており、増加が一過性とは考えられなかったためである。また、食品中のカシューナッツの公定検査法の確立に見通しがたったことも追加の要因となった。

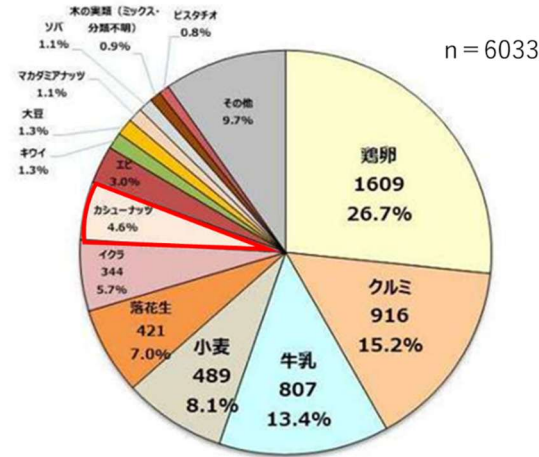
表1 令和8年4月1日時点における特定原材料等

特定原材料 (9品目)	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性が高いもの	えび、 <u>カシューナッツ</u> 、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)	義務表示
特定原材料に準ずるもの (20品目)	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、 <u>ピスタチオ</u> 、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	表示を推奨

即時型症例数として、過去10年間の原因食物上位3品目が鶏卵・牛乳・小麦である中、カシュー

ナッツは常に 10 位以内に位置しており、令和6年度においては、279 件で第7位となった。調査年度における割合としては、平成 30 年度が 1.7 %、令和3年度が 2.9%、令和6年度が 4.6%と推移している(右図)。

また、カシューナッツのショック症例数については、調査年度における割合として令和6年度は 6.3%となっており、近年で最も高い割合となった(小麦の 13.1%に次いで第5位の症例数)。



4 経過措置期間

①消費者・事業者への周知、②事業者における原材料や製造方法の再確認、③事業者における容器包装の改版に時間を要するため、令和 10(2028)年3月 31 日まで、2年間の経過措置期間を設けている。現在、本県でも関係団体や事業者等へ周知を進めているところである。

即時型食物アレルギーの原因食物（品目別）
消費者庁 HP: 令和6年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書より抜粋

5 その他

表2 食物アレルギー表示に関する変遷

平成 13 年3月 制度創設	食品衛生法に基づく厚生労働省令を改正 特定原材料(義務表示)5品目(乳、卵、小麦、そば、落花生) 特定原材料に準ずるもの(表示を推奨)19 品目を通知で規定
平成 16 年 12 月	特定原材料に準ずるものに「バナナ」を追加【推奨 20 品目】
平成 20 年6月	特定原材料に準ずるものであった「えび」、「かに」を 特定原材料に移行【義務7品目・推奨 18 品目】
平成 21 年9月	消費者庁設置
平成 25 年9月	特定原材料に準ずるものに「カシューナッツ」、「ごま」を追加【推奨 20 品目】
平成 27 年4月	食品表示法施行
令和元年9月	特定原材料に準ずるものに「アーモンド」を追加【推奨 21 品目】
令和5年3月	特定原材料に準ずるものであった「くるみ」を特定原材料に移行 【義務8品目・推奨 20 品目】
令和6年3月	特定原材料に準ずるものに「マカダミアナッツ」を追加、 「まつたけ」を削除【推奨 20 品目】
令和8年4月	特定原材料に準ずるものであった「カシューナッツ」を特定原材料に移行 特定原材料に準ずるものに「ピスタチオ」を追加 【義務9品目・推奨 20 品目】